

# 重要事項説明書

## 訪問看護サービス契約書



# エン・メディカルケア

訪問看護リハビリステーション



# 重要事項説明書

## 1.事業者（法人）の概要

事業者名	株式会社エン・メディカルケア
主たる事務所の所在地	〒273-0033 千葉県船橋市本郷町 452番地アミカル高橋 105号室
代表者（職名・氏名）	代表取締役 佐藤 篤子
設立年月日	2022年 6月1日
電話番号	047-369-6677

## 2.事業所の概要

事業所名	エン・メディカルケア訪問看護リハビリステーション	
所在地	〒273-0033 千葉県船橋市本郷町 452番地アミカル高橋 105号室	
電話番号	047-369-6677	
指定年月日・事業所番号	2022年 6月1日指定	1262890846
管理者名	宮崎 裕子	
サービス提供地域	船橋市、市川市、習志野市、松戸市	

## 3.事業所の職員体制

職種	従事するサービス内容等	人員
管理者	管理者は業務全般を一元的に管理します。	1名 (常勤)
看護師	主治医より訪問看護指示書を受けた後、利用者の状態に合わせ、必要に応じたサービスを提供します。	5名 (常勤) 0名 (非常勤)
理学療法士	主治医より訪問看護指示書を受けた後、利用者の状態に合わせ、必要に応じたりハビリテーションのサービスを提供します。	5名 (常勤) 0名 (非常勤)
作業療法士		1名 (常勤) 0名 (非常勤)
言語聴覚士		0名 (常勤) 0名 (非常勤)
事務職員	事務業務又は事務職務の連絡等を行います。	1名 (常勤) 0名 (非常勤)

## 4.営業日及び営業時間

営業日	営業時間
月曜日～金曜日まで ただし、祝日（振替休日を含む）及び 年末年始（12月30日～1月3日）は除きます。	9時～17時00分まで

※利用者の状況に応じて、必要な場合には営業時間以外でのサービス提供も行っています。

緊急時訪問看護加算（24時間対応）

利用する

利用しない

## 5.提供するサービスの内容と禁止行為

### 提供するサービスの内容

- (1) 健康状態の観察（血圧・体温・呼吸の測定、病状の観察）
- (2) 日常生活の看護（清潔・排泄・食事など）
- (3) 在宅リハビリテーション看護（寝たきりの予防・手足の運動など）
- (4) 療養生活や介護方法の指導
- (5) 認知症の介護・お世話と悪化防止の相談
- (6) カテール類の管理・褥瘡の処置など医師の指示に基づいての看護
- (7) 生活用具や在宅サービス利用についての相談
- (8) 終末期の看護

### ○看護師等の禁止行為

看護師等はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

- (1) 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- (2) 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- (3) 利用者の同居家族に対するサービスの提供
- (4) 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- (5) 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- (6) その他利用者又は家族等に対して行う宗教・政治・営利活動、その他迷惑行為

### ○サービス利用上の禁止行為

利用者様またはご家族による看護師等に対する以下のハラスメント行為を禁止します。

- (1) サービスに必要がないことを強制的に行わせること。
- (2) 看護師等の指摘・指示を無視すること。
- (3) 故意に必要な情報や連絡事項を与えないこと。
- (4) 不必要な身体への接触。
- (5) 容姿及び身体上の特徴に関する不必要な発言・質問。
- (6) 性的及び身体上の事柄に関する不必要な発言・質問。
- (7) 個人を中傷するうわさの流布及び個人のプライバシーの侵害。
- (8) 交際・性的関係の強要。
- (9) わいせつ図画の閲覧、配布、掲示。
- (10) 身体的暴力行為を行うこと。
- (11) 人格を傷つける発言を行うこと。
- (12) 一方的に恫喝すること。
- (13) 私物を意図的に壊すことや隠すこと。
- (14) その他前各号に準ずる言動を行うこと。

## 6.サービス利用料及び利用者負担 ⇒ 別紙参照

## 7.事業所におけるサービス提供方針

- (1) 指定訪問看護の実施にあたっては、主治医の指示のもと、利用者の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるように支援します。
- (2) 指定訪問看護の実施にあたっては、関係市町村、地域の医療、保健、福祉サービス機関との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図ります。
- (3) 第三者評価の実施：なし 結果の公表：なし

## 8.サービス提供の記録等

- (1) サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「訪問看護記録」等を書面にて記載します。
- (2) 事業者は、一定期間ごとに「訪問看護計画書」の内容に沿って、サービス提供の状況、目標達成等の状況等に関する「訪問看護記録書」その他の記録を作成します。
- (3) 事業者は、前記「訪問看護記録書」その他の記録を、サービス終了日から5年間は適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

## 9.利用者負担金

- (1) 利用者からいただく利用者負担金は、別表のとおりになります。
- (2) この金額は、保険の法定利用料に基づく金額になります。
- (3) 保険外のサービスとなる場合（サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む）には、全額自己負担となります。（介護保険をご利用の方は、居宅サービス計画を作成する際に居宅介護支援専門員から説明のうえ、利用者の同意を得ることになります）
- (4) 利用者負担金は、毎月 26 日にご指定の金融機関の口座から引落となります。

## 10.キャンセル

サービスの利用を中止する際には、すみやかに次の連絡先までご連絡ください。

ステーション名：エン・メディカルケア訪問看護リハビリステーション 連絡先：047-369-6677

利用者の都合でサービスを中止にする場合には、サービス利用の前日までにご連絡ください。  
当日のキャンセルは次のキャンセル料を申し受けることとなりますのでご了承ください。

キャンセル料金：2,000 円

## 11. 延長料金

基本時間（90 分）を超えたサービスを行った場合、下記料金をいただきます。

30 分毎 3,000 円（非課税）

## 12.エンゼルケア

医師による死亡確認後、チューブ類の抜管等を行ったのち、ご希望により看護師とともに清潔ケアやご本人が生前にお気に入りだったお召し物、ご家族様が着せて差し上げたいと思うものをご準備いただき、一緒にお別れの準備をいたします。ご希望の場合、亡くなられた後の処置と材料費込みで 20,000 円（税込み）いただけております。

## 13.秘密保持

事業者及び看護師等は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を洩らしません。但し、居宅サービス計画を作成するにあたり、サービス事業者に開示しなければならない情報については、事前に利用者又はその家族から文書で同意を得るものとします。

## 14.相談窓口、苦情対応

事業所のサービスに関する相談や苦情対応については、次の窓口で対応いたします。

電話番号	047-369-6677	FAX番号	047-369-6675
担当者	管理者 宮崎 裕子		
その他	相談・苦情については、管理者及び担当の看護師等が対応します。不在の場合でも、対応した者が必ず「苦情相談記録表」を作成し、管理者、担当者に引き継ぎます。		

サービスに関する相談や苦情対応については、次の機関においても苦情申し立て等ができます。

苦情受付機関	船橋市介護保険課	TEL : 047-436-2302
	千葉県国民健康保険団体連合会	TEL : 043-254-7318
	千葉県運営適正化委員会	TEL : 043-246-0294

## 15.災害時の対応

地震・風水害等の災害などにより訪問が困難な場合は、日程、時間の調整をさせていただく場合があります。また、災害による著しい混乱により訪問が遅延、もしくは不可能となった場合、それによる損害賠償責任は負わないものとします。

## 16.虐待防止・対策・研修への取り組み

### (1) 虐待防止

- ①事業所は、ご利用者様の人権の擁護・虐待の防止等のため、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対して虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。
- ②事業者はご利用者が成年後見制度を利用できるように支援を行います。
- ③当該事業所従業者又は養護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。
- ④虐待防止のための対策を検討する委員会を一年に一回以上開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ⑤事業所は次の通り虐待防止責任者を定めます。（責任者：宮崎 裕子）

### (2) 身体拘束の禁止

事業所は、サービスの提供に当たって利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

- ①事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- ②事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
  - ・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
  - ・身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
  - ・従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

## 17.ハラスメントへの取り組み

事業所は、現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

(1) 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

- ①身体的な力を使って危害を及ぼす(及ぼされそうになった)行為
- ②個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- ③意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為

上記は、当該職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象になります。

(2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により同事案が発生しないための再発防止策を検討します。

(3) 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け。現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。

(4) ハラスメントと判断された場合には行為者に対して、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解除等の措置を講じます。

## 18.感染症対策について

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね半年に一回以上開催するとともに、その結果について職員に周知徹底します。
- (4) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- (5) 職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

# 訪問看護サービス契約書

様（以下「利用者」と略します）と、株式会社エン・メディカルケア（以下「事業者」と略します）は、事業者が提供するサービスの利用等について、以下のとおり契約を締結します。

## 第一条（契約の目的）

- 事業者は、関係法令及びこの契約書に従い、利用者の療養生活の支援と診療の補助を行い、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、対象となる訪問看護サービスを提供します。
- それぞれのサービス内容の詳細は、別紙に記載のとおりです。

## 第二条（契約期間）

- この契約の契約期間は、契約締結の日から利用者より終了の意思表示をされるまでの期間とします。ただし、第9条に定める契約の終了行為があった場合は、その定める日までとします。
- 契約終了の意思表示は契約終了希望日の7日前までに利用者から事業者に対しておこない、契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

## 第三条（訪問看護計画の作成等）

- 事業者は、主治医の指示書、居宅サービス計画（ケアプラン）、利用者の日常生活の状況及びその意思を踏まえ、利用者のサービス目標及び目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した「訪問看護計画書」等を作成し、これに従って計画的にサービスを提供します。
- 事業者は、利用者がサービス内容や提供方法等の変更を希望する場合は、速やかに「訪問看護計画書」等の変更の対応を行います。

## 第四条（主治医との関係）

- 事業者は、訪問看護サービスの提供を開始する際には、主治医の指示を文書で受けとります。
- 事業者は、主治医に「訪問看護計画書」及び「訪問看護報告書」を提出し、主治医との密接な連携を図ります。

## 第五条（サービス提供の記録等）

- 事業者は、利用者に対してサービスを提供する際には、当該サービスの提供日、内容及び対象保険の診療報酬等の必要事項を、所定の書面に記載します。
- 事業者はサービスの提供に関する「訪問看護記録」等の記録を整備し、サービス終了日から5年間保存します。
- 利用者は、事業者に対し、いつでも第1項、第2項に規定する書面、その他のサービスの提供に関する記録の閲覧、謄写を求めることができます。ただし、謄写に関しては、事業者は利用者に対して、実費相当額を請求するものとします。

## 第六条（利用者負担金及びその滞納）

- 当該サービスに対する利用者負担金は、サービスごとに別紙に記載するとおりとします。ただし、契約有効期間中に対象保険法（介護・医療）等の関係法令の改正により利用者負担金の改定が必要となった場合には、改定後の金額を適用するものとします。この場合は、事業者は法令改正後速やかに利用者に対し改定の施行時期及び改定以後の金額を通知し、本契約の継続について確認するものとします。
- 利用者が正当な理由なく事業者に支払うべき利用者負担金を2ヶ月以上滞納した場合には、事業者は1ヶ月以上の相当な期間を定めてその支払いを催告し、期間満了までに支払わない時に限り、文書により契約を解除することができます。
- 介護保険利用者は、前項の催告をした後、契約を解除するまでの間に、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者と協議し、利用者の日常生活を維持する見地から、居宅サービス計画の変更をし、介護保険外の公的サービスの利用等について必要な調整を行うよう要請するものとします。

## **第七条（利用者の解約等）**

1. 利用者は、7日以上の予告期間を設けることにより、事業者に対しいつでもこの契約の解約を申し出ることができます。この場合、予告期間満了日に契約は解約されます。
2. 利用者は、事業者が定められたサービスを提供しなかった場合、その他この契約に違反した場合には、直ちにこの契約を解除することができます。

## **第八条（事業者の解除）**

事業者は、利用者の著しい不信行為によりこの契約を継続することが困難となった場合には、その理由を記載した文書を交付することにより、この契約を解除することができます。この場合、事業者は、利用者の主治医又は居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等に連絡・相談・協議し、利用者に不利益が生じないように必要な措置をとります。

## **第九条（契約の終了）**

利用者が介護保険施設への入所や病院への入院、又は要介護認定が受けられなくなった等により、概ね1ヶ月以上にわたり、この契約が目的とするサービスを提供できなくなった場合には、この契約が終了するものとします。この場合には、事業者は速やかに利用者に通知します。

## **第十条（事故時の対応等）**

1. 事業者は、サービスの提供に際して利用者のけがや体調の急変があった場合には、医師や利用者への家族に連絡し、その他適切な措置を迅速に行います。
2. 事業者は、サービス提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、事業者の故意または過失によらないときは、この限りではありません。

## **第十一條（秘密保持）**

1. 事業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密については、利用者又は第三者の生命・身体等に危険がある場合など、正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
2. 事業者は、文書により利用者又はその家族の同意を得た場合には、居宅介護支援事業者や保険福祉サービスと連携をするにあたり、その他必要な範囲内で、同意した者の個人情報を用いることができるものとします。

## **第十二条（苦情対応）**

1. 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。
2. 利用者は提供されたサービスに苦情がある場合には、事業者・居宅介護支援事業者・市町村または国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
3. 事業者は、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として何らかの不利益を取り扱いをすることはありません。

## **第十三条（契約外条項等）**

1. この契約及び対象保険（介護・医療）等の関係法令で定められていない事項については、関係法令の趣旨を尊重して、利用者と事業者の協議により定めます。
2. この契約書は、利用者の現在使用する保険（介護又は医療）を対象としたものですので、利用者がそれ以外のサービスを希望する場合には、別途契約するものとします。



## 介護保険 訪問看護利用料金表（非課税）

### 要支援のご利用者様

(2024.6.1~)

サービス内容	指定訪問看護(要支援者対象)					サービス提供時間	
	利用料 (10割)	利用者負担額			単位		
		(1割)	(2割)	(3割)			
訪問看護 I -1・時間内	3,284円	329円	657円	986円	303	1回につき 20分未満	
訪問看護 I -2・時間内	4,888円	489円	978円	1,467円	451	1回につき 30分未満	
訪問看護 I -3・時間内	8,606円	861円	1,722円	2,582円	794	1回につき 30分以上1時間未満	
訪問看護 I -4・時間内	11,815円	1,182円	2,363円	3,545円	1,090	1回につき 1時間以上1時間30分未満	
◆訪問看護 I -5(PT・OT・ST)	3,078円	308円	616円	924円	284	リハビリ 20分 (1回につき)	
◆訪問看護 I -5・2超(PT・OT・ST)	1,539円	154円	308円	462円	142	リハビリ 20分 1日に2回を超えて訪問看護を行った場合 (1回につき)	
特別管理加算	I	5,420円	542円	1,084円	1,626円	500	1か月につき1回算定 在宅酸素指導管理等を受けている状態や 留置カテーテル等を使用している状態等、計画的に管理 する内容によっていざれかを算定 ※届出している訪問看護ステーションのみ算定
	II	2,710円	271円	542円	813円	250	
複数名訪問看護加算 【+看護師等の場合】	30分未満	2,753円	276円	551円	826円	254	
	30分以上	4,357円	436円	872円	1,308円	402	1回につき看護師等と①看護師等または ②看護補助者により、複数名で1人の利用者様に 訪問看護(介護予防含む)を行った場合に算定 ※利用者様またはご家族の同意が必要
複数名訪問看護加算 【+看護補助者の場合】	30分未満	2,178円	218円	436円	654円	201	
	30分以上	3,436円	344円	688円	1,031円	317	
長時間訪問看護加算		3,252円	326円	651円	976円	300	特別管理加算対象の方で1時間30分以上の場合に算定
初回加算	I	3,794円	380円	759円	1,139円	350	新規に訪問看護を提供し、病院、診療所等から退院した日 に看護師が訪問を行った場合に算定
	II	3,252円	326円	651円	976円	300	新規に訪問看護を提供した場合あるいは区分変更時 (要支援→要介護、要介護→要支援)に算定
退院時共同指導加算		6,504円	651円	1,301円	1,952円	600	主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行 い、その内容を提供した場合に算定
緊急時訪問看護加算	I	6,504円	651円	1,301円	1,952円	600	1か月につき1回算定 ※届出している訪問看護ステーションのみ算定
	II	6,222円	623円	1,245円	1,867円	574	
看護体制強化加算		1,084円	109円	217円	326円	100	1か月につき1回算定 ※届出している訪問看護ステーションのみ算定
サービス提供体制強化加算	I	65円	7円	13円	20円	6	1回につき算定 ※届出している訪問看護ステーションのみ算定
	II	32円	4円	7円	10円	3	
専門管理加算		2,710円	271円	542円	813円	250	1か月につき1回算定 ※届出している訪問看護ステーションのみ算定
口腔連携強化加算		542円	55円	109円	163円	50	1回につき算定 ※1か月1回のみ算定可能。利用者様またはご家族の同意 が必要。
その他加算に関して							
夜間・早朝加算 (夜18時～22時/早6時～8時)	ケアプランに位置付けられた訪問看護及び、緊急時訪問看護加算を算定している利用者様へ 同月2回目以降の緊急訪問看護を対象時間に実施した場合は、早朝・夜間は25%、深夜は50%の加算が算定されます						
深夜加算 (深夜22時～6時)							

◆…①療法士等（PT…理学療法士、OT…作業療法士、ST…言語聴覚士）の実施するリハビリの上限は、週6回（1回20分）120分迄となります。

②療法士等が利用開始の属する月から12月超の利用者様に訪問看護を行った場合は1回につき5単位減算されます（③に該当しない場合）。

③当該訪問看護事業所における前年度の療法士の訪問回数が看護師よりも多い場合、

緊急時訪問看護加算Ⅰ・Ⅱ、特別管理加算及び看護体制強化加算をいずれも算定していない場合は1回につき8単位減算されます。

（理学療法士等が利用開始の属する月から12月超の利用者様に訪問看護を行った場合は加えて15単位減算されます。）

※②③は要支援のみ対象です。③の15単位の減算に該当する場合は②の5単位は減算しません。

※高齢者虐待防止措置未実施の場合は所定単位数の1/100に相当する単位数が減算されます。

※緊急時訪問看護加算Ⅰ・Ⅱ、特別管理加算Ⅰ・Ⅱ、サービス提供体制強化加算は区分支給限度基準額枠外の算定となります。

## 介護保険 訪問看護利用料金表（非課税）

### 要介護のご利用者様

(2024.6.1~)

サービス内容	指定訪問看護(要介護者対象)					サービス提供時間	
	利用料 (10割)	利用者負担額			単位		
		(1割)	(2割)	(3割)			
訪問看護 I -1・時間内	3,403円	341円	681円	1,021円	314	1回につき 20分未満	
訪問看護 I -2・時間内	5,105円	511円	1,021円	1,532円	471	1回につき 30分未満	
訪問看護 I -3・時間内	8,921円	893円	1,785円	2,677円	823	1回につき 30分以上1時間未満	
訪問看護 I -4・時間内	12,227円	1,223円	2,446円	3,669円	1,128	1回につき 1時間以上1時間30分未満	
◆訪問看護 I -5(PT・OT・ST)	3,186円	319円	638円	956円	294	リハビリ 20分 (1回につき)	
◆訪問看護 I -5・2超(PT・OT・ST)	2,872円	288円	575円	862円	265	リハビリ 20分 1日に2回を超えて訪問看護を行った場合 (1回につき)	
特別管理加算	I	5,420円	542円	1,084円	1,626円	500 1か月につき1回算定 在宅酸素指導管理等を受けている状態や 留置カテーテル等を使用している状態等、計画的に 管理する内容によっていずれかを算定 ※届出している訪問看護ステーションのみ算定	
	II	2,710円	271円	542円	813円	250	
複数名訪問看護加算 【+看護師等の場合】	30分未満	2,753円	276円	551円	826円	254 1回につき看護師等と①看護師等または ②看護補助者により、複数名で1人の利用者様に 訪問看護(介護予防含む)を行った場合に算定 ※利用者様またはご家族の同意が必要	
	30分以上	4,357円	436円	872円	1,308円	402	
複数名訪問看護加算 【+看護補助者の場合】	30分未満	2,178円	218円	436円	654円	201 1回につき看護師等と①看護師等または ②看護補助者により、複数名で1人の利用者様に 訪問看護(介護予防含む)を行った場合に算定 ※利用者様またはご家族の同意が必要	
	30分以上	3,436円	344円	688円	1,031円	317	
長時間訪問看護加算		3,252円	326円	651円	976円	300 特別管理加算対象の方で1時間30分以上の場合に算定	
初回加算	I	3,794円	380円	759円	1,139円	350 新規に訪問看護を提供し、病院、診療所等から退院した日 に看護師が訪問を行った場合に算定	
	II	3,252円	326円	651円	976円	300 新規に訪問看護を提供した場合あるいは区分変更時 (要支援→要介護、要介護→要支援)に算定	
退院時共同指導加算		6,504円	651円	1,301円	1,952円	600 主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行 い、その内容を提供した場合に算定	
緊急時訪問看護加算	I	6,504円	651円	1,301円	1,952円	600 1か月につき1回算定 ※届出している訪問看護ステーションのみ算定	
	II	6,222円	623円	1,245円	1,867円	574	
ターミナルケア加算		27,100円	2,710円	5,420円	8,130円	2,500 死亡月につき1回算定(※要介護のみ) ※届出している訪問看護ステーションのみ算定	
看護体制強化加算	I	5,962円	597円	1,193円	1,789円	550 1か月につき1回算定 ※届出している訪問看護ステーションのみ算定	
	II	2,168円	217円	434円	651円	200	
サービス提供体制強化加算	I	65円	7円	13円	20円	6 1回につき算定 ※届出している訪問看護ステーションのみ算定	
	II	32円	4円	7円	10円	3	
専門管理加算		2,710円	271円	542円	813円	250 1か月につき1回算定 ※届出している訪問看護ステーションのみ算定	
遠隔死亡診断補助加算		1,626円	163円	326円	488円	150 死亡月につき1回算定(※要介護のみ) ※届出している訪問看護ステーションのみ算定	
口腔連携強化加算		542円	55円	109円	163円	50 1回につき算定 ※1か月1回のみ算定可能。利用者様またはご家族の 同意が必要。	
その他加算に関して							
夜間・早朝加算 (夜18時~22時/早6時~8時)							
深夜加算 (深夜22時~6時)							

◆…①療法士（PT…理学療法士、OT…作業療法士、ST…言語聴覚士）の実施するリハビリの上限は、週6回（1回20分）120分迄となります。

②当該訪問看護事業所における前年度の療法士の訪問回数が看護師よりも多い場合、

緊急時訪問看護加算 I・II、特別管理加算及び看護体制強化加算をいずれも算定していない場合は1回につき8単位減算されます。

※高齢者虐待防止措置未実施の場合は所定単位数の1/100に相当する単位数が減算されます。

※緊急時訪問看護加算 I・II、特別管理加算 I・II、ターミナルケア加算、サービス提供体制強化加算は区分支給限度基準額枠外の算定となります。

【4級地】

# 医療保険 訪問看護利用料金 (非課税)

(2024.6.1~)

## ■ 基本利用料

各種健康保険、公費医療制度が適用されます。各種保険証・高齢受給者証等をご提示ください。

【管理療養費1の場合】

訪問回数/負担割合	利用料(10割)	※基本療養費	管理療養費1	利用者負担額			
				1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方	
月の初日	週3日まで	13,220円	5,550円	7,670円	1,320円	2,640円	3,970円
	週4日目以降	14,220円	6,550円	7,670円	1,420円	2,840円	4,270円
月の2日目以降	週3日まで	8,550円	5,550円	3,000円	860円	1,710円	2,570円
	週4日目以降	9,550円	6,550円	3,000円	960円	1,910円	2,870円

【管理療養費2の場合】

訪問回数/負担割合	利用料(10割)	※基本療養費	管理療養費2	利用者負担額			
				1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方	
月の初日	週3日まで	13,220円	5,550円	7,670円	1,320円	2,640円	3,970円
	週4日目以降	14,220円	6,550円	7,670円	1,420円	2,840円	4,270円
月の2日目以降	週3日まで	8,050円	5,550円	2,500円	810円	1,610円	2,420円
	週4日目以降	9,050円	6,550円	2,500円	910円	1,810円	2,720円

[注意] 以下は難病等複数回訪問加算に該当する場合のみ

同日2回目	4,500円	—	—	450円	900円	1,350円
同日3回以上	8,000円	—	—	800円	1,600円	2,400円
入院患者の外泊中の訪問看護						
入院中1回につき	8,500円	—	—	850円	1,700円	2,550円

※理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が週4日目以降に訪問をした場合、基本療養費は5,550円になります。

※准看護師が訪問をした場合、基本療養費は5,550円→5,050円、6,550円→6,050円となります。

※緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が他の訪問看護事業所と同一日に共同して行う訪問看護の場合、基本療養費は12,850円（月1回、管理療養費の算定なし）になります。

## ■ 基本利用料以外（加算）

		利用料(10割)	利用者負担額		
			1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
	特別管理加算（Ⅰ）	5,000円	500円	1,000円	1,500円
	特別管理加算（Ⅱ）	2,500円	250円	500円	750円
24時間対応体制加算	① 事務所が夜間訪問の対応に対して特別な整備をしている場合	6,800円	680円	1,360円	2,040円
	② 上記①以外の場合	6,520円	650円	1,300円	1,960円
	退院時共同指導加算	8,000円	800円	1,600円	2,400円
	特別管理指導加算	2,000円	200円	400円	600円
退院支援指導加算	① 下記②以外の場合	6,000円	600円	1,200円	1,800円
	② 長時間加算算定対象者が90分を超えた場合（※1）	8,400円	840円	1,680円	2,520円
	長時間訪問看護加算	5,200円	520円	1,040円	1,560円
複数名訪問看護加算	① 2人目が看護師等の場合 週1回まで	4,500円	450円	900円	1,350円
	② 2人目が准看護師の場合 週1回まで	3,800円	380円	760円	1,140円
	③ 2人目がその他職員（※2）の場合 週3回まで	3,000円	300円	600円	900円
	④ ③かつ厚生労働大臣が定める場合	3,000円	300円	600円	900円
	1日2回の訪問の場合	6,000円	600円	1,200円	1,800円
	1日3回以上の訪問の場合	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
	夜間・早朝訪問加算（6-8・18-22）	2,100円	210円	420円	630円
	深夜訪問看護加算（22-6）	4,200円	420円	840円	1,260円
	ターミナルケア療養費1 (特別養護老人ホーム等で看取り介護加算を算定していない場合)	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
	ターミナルケア療養費2 (特別養護老人ホーム等で看取り介護加算を算定している場合)	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
緊急訪問看護加算	月14日目まで	2,650円	270円	530円	800円
	月15日目以降	2,000円	200円	400円	600円
	在宅患者連携指導加算	3,000円	300円	600円	900円
	在宅患者緊急時等カンファレス加算	2,000円	200円	400円	600円
	訪問看護情報提供療養費1・2・3	1,500円	150円	300円	450円
乳幼児加算（6歳未満）	① 下記②以外の場合	1,300円	130円	260円	390円
	② 別に厚生労働大臣が定める場合	1,800円	180円	360円	540円
	専門管理加算	2,500円	250円	500円	750円
	遠隔死亡診断補助加算	1,500円	150円	300円	450円
	訪問看護医療DX情報活用加算	50円	10円	10円	20円

※1 複数回の退院支援指導の合計時間が90分を超えた場合も含みます。

※2 その他職員とは、当事業所の看護師、准看護師、療法士、看護補助者を指します。

# 医療保険 訪問看護利用料金 (非課税)

## 同一建物居住者への訪問看護 (同日3人以上の場合)

「同日3人以上」とは、同一建物内に訪問看護基本療養費と精神科訪問看護基本療養費を算定するご利用者様が同一日に3人以上いる場合を指します。

(2024.6.1～)

### ■ 基本利用料

各種健康保険、公費医療制度が適用されます。各種保険証・高齢受給者証等をご提示ください。

【管理療養費1の場合】

訪問回数/負担割合	利用料(10割)	※基本療養費	管理療養費1	利用者負担額		
				1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
月の初日	週3日まで	10,450円	2,780円	7,670円	1,050円	2,090円
	週4日目以降	10,950円	3,280円	7,670円	1,100円	2,190円
月の2日目以降	週3日まで	5,780円	2,780円	3,000円	580円	1,160円
	週4日目以降	6,280円	3,280円	3,000円	630円	1,260円

【管理療養費2の場合】

訪問回数/負担割合	利用料(10割)	※基本療養費	管理療養費2	利用者負担額		
				1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
月の初日	週3日まで	10,450円	2,780円	7,670円	1,050円	2,090円
	週4日目以降	10,950円	3,280円	7,670円	1,100円	2,190円
月の2日目以降	週3日まで	5,280円	2,780円	2,500円	530円	1,060円
	週4日目以降	5,780円	3,280円	2,500円	580円	1,160円

[注意] 以下は難病等複数回訪問加算に該当する場合のみ

同日2回目	4,000円	—	—	400円	800円	1,200円
同日3回以上	7,200円	—	—	720円	1,440円	2,160円
入院患者の外泊中の訪問看護						
入院中1回につき	8,500円	—	—	850円	1,700円	2,550円

※理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が週4日目以降に訪問をした場合、基本療養費は2,780円になります。

※准看護師が訪問をした場合、基本療養費は2,780円→2,530円、3,280円→3,030円となります。

※緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が他の訪問看護事業所と

同一日に共同して行う訪問看護の場合、基本療養費は12,850円（月1回、管理療養費の算定なし）になります。

### ■ 基本利用料以外（加算）

	利用料(10割)	利用者負担額		
		1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
特別管理加算（I）	5,000円	500円	1,000円	1,500円
特別管理加算（II）	2,500円	250円	500円	750円
24時間対応体制加算	① 事務所が夜間訪問の対応に対して特別な整備をしている場合	6,800円	680円	1,360円
	② 上記①以外の場合	6,520円	650円	1,300円
退院時共同指導加算	8,000円	800円	1,600円	2,400円
特別管理指導加算	2,000円	200円	400円	600円
退院支援指導加算	① 下記②以外の場合	6,000円	600円	1,200円
	② 長時間加算算定対象者が90分を超えた場合（※1）	8,400円	840円	1,680円
長時間訪問看護加算	5,200円	520円	1,040円	1,560円
複数名訪問看護加算	① 2人目が看護師等の場合 週1回まで	4,000円	400円	800円
	② 2人目が准看護師の場合 週1回まで	3,400円	340円	680円
	③ 2人目がその他職員（※2）の場合 週3回まで	2,700円	270円	540円
	④ ③かつ厚生労働大臣が定める場合	2,700円	270円	540円
	1日2回の訪問の場合	5,400円	540円	1,080円
1日3回以上の訪問の場合	9,000円	900円	1,800円	2,700円
夜間・早朝訪問加算（6-8・18-22）	2,100円	210円	420円	630円
深夜訪問看護加算（22-6）	4,200円	420円	840円	1,260円
ターミナルケア療養費1 (特別養護老人ホーム等で看取り介護加算を算定していない場合)	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
ターミナルケア療養費2 (特別養護老人ホーム等で看取り介護加算を算定している場合)	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
緊急訪問看護加算	月14日目まで	2,650円	270円	530円
	月15日目以降	2,000円	200円	400円
在宅患者連携指導加算	3,000円	300円	600円	900円
在宅患者緊急時等カンファレス加算	2,000円	200円	400円	600円
訪問看護情報提供療養費1・2・3	1,500円	150円	300円	450円
乳幼児加算 (6歳未満)	① 下記②以外の場合	1,300円	130円	260円
	② 別に厚生労働大臣が定める場合	1,800円	180円	360円
専門管理加算	2,500円	250円	500円	750円
遠隔死亡診断補助加算	1,500円	150円	300円	450円
訪問看護医療DX情報活用加算	50円	10円	10円	20円

※1 複数回の退院支援指導の合計時間が90分を超えた場合も含みます。

※2 その他職員とは、当事業所の看護師、准看護師、療法士、看護補助者を指します。

## 医療保険（精神科指示書対応）

## 訪問看護利用料金

## (非課税)

(2024.6.1～)

## ■ 基本利用料

各種健康保険、公費医療制度が適用されます。各種保険証・高齢受給者証等をご提示ください。

【管理療養費1の場合】

訪問回数/負担割合		利用料金(10割)	※基本療養費	管理療養費	利用者負担額		
月の初日 週3日まで	30分未満 30分以上				1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
月の2日目以降 週3日目まで	30分未満	7,250円	4,250円	3,000円	730円	1,450円	2,180円
	30分以上	8,550円	5,550円	3,000円	860円	1,710円	2,570円
月の初日 週4日目以降	30分未満	12,770円	5,100円	7,670円	1,280円	2,550円	3,830円
	30分以上	14,220円	6,550円	7,670円	1,420円	2,840円	4,270円
月の2日目以降 週4日目以降	30分未満	8,100円	5,100円	3,000円	810円	1,620円	2,430円
	30分以上	9,550円	6,550円	3,000円	960円	1,910円	2,870円

【管理療養費2の場合】

訪問回数/負担割合		利用料金(10割)	※基本療養費	管理療養費	利用者負担額		
月の初日 週3日まで	30分未満 30分以上				1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
月の2日目以降 週3日目まで	30分未満	6,750円	4,250円	2,500円	680円	1,350円	2,030円
	30分以上	8,050円	5,550円	2,500円	810円	1,610円	2,420円
月の初日 週4日目以降	30分未満	12,770円	5,100円	7,670円	1,280円	2,550円	3,830円
	30分以上	14,220円	6,550円	7,670円	1,420円	2,840円	4,270円
月の2日目以降 週4日目以降	30分未満	7,600円	5,100円	2,500円	760円	1,520円	2,280円
	30分以上	9,050円	6,550円	2,500円	910円	1,810円	2,720円

[注意] 以下は①精神科複数回訪問加算②精神科重症患者支援管理連携加算を届出済の場合のみ

同日2回目	4,500円	—	—	450円	900円	1,350円
同日3回以上	8,000円	—	—	800円	1,600円	2,400円
入院患者の外泊中の訪問看護						
入院中1回につき	8,500円	—	—	850円	1,700円	2,550円

※准看護師が訪問をした場合、基本療養費は4,250円→3,870円、5,100円→4,720円、5,550円→5,050円、6,550円→6,050円となります。

※緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が他の訪問看護事業所と

同一日に共同して行う訪問看護の場合、基本療養費は12,850円（月1回、管理療養費の算定なし）になります。

## ■ 基本利用料以外（加算）

		利用料金(10割)	利用者負担額		
1割負担の方	2割負担の方		3割負担の方		
特別管理加算（Ⅰ）	5,000円	500円	1,000円	1,500円	
特別管理加算（Ⅱ）	2,500円	250円	500円	750円	
24時間対応体制加算	① 事務所が夜間訪問の対応に対して特別な整備をしている場合	6,800円	680円	1,360円	2,040円
	② 上記①以外の場合	6,520円	650円	1,300円	1,960円
退院支援指導加算	退院時共同指導加算	8,000円	800円	1,600円	2,400円
	特別管理指導加算	2,000円	200円	400円	600円
退院支援指導加算	① 下記②以外の場合	6,000円	600円	1,200円	1,800円
	② 長時間加算算定期間が90分を超えた場合（※1）	8,400円	840円	1,680円	2,520円
長時間精神科訪問看護加算	長時間精神科訪問看護加算	5,200円	520円	1,040円	1,560円
複数名精神科訪問看護加算	① 2人目が看護師・作業療法士の場合	4,500円	450円	900円	1,350円
	1日に2回訪問の場合	9,000円	900円	1,800円	2,700円
	1日に3回以上訪問の場合	14,500円	1,450円	2,900円	4,350円
	② 2人目が准看護師の場合	3,800円	380円	760円	1,140円
	1日に2回訪問の場合	7,600円	760円	1,520円	2,280円
	1日に3回以上訪問の場合	12,400円	1,240円	2,480円	3,720円
	③ 2人目が看護補助者および精神保健福祉士の場合	3,000円	300円	600円	900円
夜間・早朝訪問加算（6-8・18-22）		2,100円	210円	420円	630円
深夜訪問看護加算（22-6）		4,200円	420円	840円	1,260円
精神科複数回訪問加算	① 1日2回 同一建物内1人または2人	4,500円	450円	900円	1,350円
	② 1日3回以上 同一建物内1人または2人	8,000円	800円	1,600円	2,400円
精神科重症患者支援管理連携加算	重症患者等のうち集中的な支援を必要とする患者	8,400円	840円	1,680円	2,520円
	重症患者等	5,800円	580円	1,160円	1,740円
精神科緊急訪問看護加算	月14日目まで	2,650円	270円	530円	800円
	月15日目以降	2,000円	200円	400円	600円
	在宅患者連携指導加算	3,000円	300円	600円	900円
	在宅患者緊急時等カンファレス加算	2,000円	200円	400円	600円
	訪問看護情報提供療養費1・2・3	1,500円	150円	300円	450円
	ターミナルケア療養費1	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
	ターミナルケア療養費2	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
	（特別養護老人ホーム等で看取り介護加算を算定している場合）	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
	専門管理加算	2,500円	250円	500円	750円
	遠隔死亡診断補助加算	1,500円	150円	300円	450円
	訪問看護医療DX情報活用加算	50円	10円	10円	20円

※1 複数回の退院支援指導の合計時間が90分を超えた場合も含みます。

**医療保険（精神科指示書対応） 訪問看護利用料金 （非課税）**  
**同一建物居住者への訪問看護（同日3人以上の場合）**

「同日3人以上」とは、同一建物内に訪問看護基本療養費と精神科訪問看護基本療養費を算定するご利用者様が同一日に3人以上いる場合を指します。

(2024.6.1～)

■ 基本利用料

各種健康保険、公費医療制度が適用されます。各種保険証・高齢受給者証等をご提示ください。

【管理療養費1の場合】

訪問回数/負担割合	利用料金(10割)	※基本療養費	管理療養費	利用者負担額		
				1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
月の初日 週3日まで	30分未満	9,800円	2,130円	7,670円	980円	1,960円
	30分以上	10,450円	2,780円	7,670円	1,050円	2,090円
月の2日目以降 週3日目まで	30分未満	5,130円	2,130円	3,000円	510円	1,030円
	30分以上	5,780円	2,780円	3,000円	580円	1,160円
月の初日 週4日目以降	30分未満	10,220円	2,550円	7,670円	1,020円	2,040円
	30分以上	10,950円	3,280円	7,670円	1,100円	2,190円
月の2日目以降 週4日目以降	30分未満	5,550円	2,550円	3,000円	560円	1,110円
	30分以上	6,280円	3,280円	3,000円	630円	1,260円

【管理療養費2の場合】

訪問回数/負担割合	利用料金(10割)	※基本療養費	管理療養費	利用者負担額		
				1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
月の初日 週3日まで	30分未満	9,800円	2,130円	7,670円	980円	1,960円
	30分以上	10,450円	2,780円	7,670円	1,050円	2,090円
月の2日目以降 週3日目まで	30分未満	4,630円	2,130円	2,500円	460円	930円
	30分以上	5,280円	2,780円	2,500円	530円	1,060円
月の初日 週4日目以降	30分未満	10,220円	2,550円	7,670円	1,020円	2,040円
	30分以上	10,950円	3,280円	7,670円	1,100円	2,190円
月の2日目以降 週4日目以降	30分未満	5,050円	2,550円	2,500円	510円	1,010円
	30分以上	5,780円	3,280円	2,500円	580円	1,160円

[注意] 以下は①精神科複数回訪問加算②精神科重症患者支援管理連携加算を届出済の場合のみ

同日2回目	4,000円	—	—	400円	800円	1,200円
同日3回以上	7,200円	—	—	720円	1,440円	2,160円

入院患者の外泊中の訪問看護

入院中1回につき	8,500円	—	—	850円	1,700円	2,550円
----------	--------	---	---	------	--------	--------

\*准看護師が訪問をした場合、基本療養費は2,130円→1,940円、2,550円→2,360円、2,780円→2,530円、3,280円→3,030円となります。

\*緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が他の訪問看護事業所と

同一日に共同して行う訪問看護の場合、基本療養費は12,850円（月1回、管理療養費の算定なし）になります。

■ 基本利用料以外（加算）

	利用料金(10割)	利用者負担額		
		1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
特別管理加算（Ⅰ）	5,000円	500円	1,000円	1,500円
特別管理加算（Ⅱ）	2,500円	250円	500円	750円
24時間対応 体制加算	① 事務所が夜間訪問の対応に対して 特別な整備をしている場合	6,800円	680円	1,360円
	② 上記①以外の場合	6,520円	650円	1,300円
退院時共同指導加算	8,000円	800円	1,600円	2,400円
特別管理指導加算	2,000円	200円	400円	600円
退院支援 指導加算	①下記②以外の場合	6,000円	600円	1,200円
	②長時間加算算定期間が90分を超えた場合(※1)	8,400円	840円	1,680円
長時間精神科訪問看護加算	5,200円	520円	1,040円	1,560円
複数名精神科 訪問看護加算	①2人目が看護師・作業療法士の場合	4,000円	400円	800円
	1日に2回訪問の場合	8,100円	810円	1,620円
	1日に3回以上訪問の場合	13,000円	1,300円	2,600円
	②2人目が准看護師の場合	3,400円	340円	680円
	1日に2回訪問の場合	6,800円	680円	1,360円
③2人目が看護補助者および 精神保健福祉士の場合	1日に3回以上訪問の場合	11,200円	1,120円	2,240円
	週1回まで	2,700円	270円	540円
	810円	810円	810円	810円
夜間・早朝訪問加算(6-8・18-22)	2,100円	210円	420円	630円
深夜訪問看護加算(22-6)	4,200円	420円	840円	1,260円
精神科複数回 訪問加算	①1日2回 同一建物内1人または2人	4,500円	450円	900円
	②1日2回 同一建物内3人以上	4,000円	400円	800円
	③1日3回以上 同一建物内1人または2人	8,000円	800円	1,600円
	④1日3回以上 同一建物内3人以上	7,200円	720円	1,440円
精神科重症患者 支援管理連携加算	重症患者等のうち集中的な支援を必要とする患者	8,400円	840円	1,680円
	重症患者等	5,800円	580円	1,160円
精神科 緊急訪問看護加算	月14日目まで	2,650円	270円	530円
	月15日目以降	2,000円	200円	400円
在宅患者連携指導加算	3,000円	300円	600円	900円
在宅患者緊急時等カンファレス加算	2,000円	200円	400円	600円
訪問看護情報提供療養費1・2・3	1,500円	150円	300円	450円
ターミナルケア療養費1	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
(特別養護老人ホーム等で取り扱い加算を算定している場合) 専門管理加算	ターミナルケア療養費2	10,000円	1,000円	2,000円
	遠隔死亡診断補助加算	2,500円	250円	500円
訪問看護医療DX情報活用加算	1,500円	150円	300円	450円
	50円	10円	10円	20円

\*1 複数回の退院支援指導の合計時間が90分を超えた場合も含みます。

# 介護保険での訪問看護サービスに係る加算同意書

## □ 特別管理加算

特別な管理を要する利用者に対して、計画的な管理を行った場合に加算されます。

I	II
在宅麻薬等注射指導管理 在宅腫瘍化学療法注射指導管理 在宅強心剤持続投与指導管理 在宅気管切開患者指導管理 気管カニューレを使用している状態 留置カテーテルを使用している状態	在宅自己腹膜灌流指導管理・在宅酸素療法指導管理 在宅血液透析指導管理・在宅中心静脈栄養法指導管理 在宅成分栄養経管栄養法指導管理・在宅自己導尿指導管理 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理・在宅自己疼痛管理指導管理 在宅肺高血圧症患者指導管理 人工肛門、人工膀胱を設置している状態 真皮を超える褥瘡の状態 点滴注射を週3回以上行う必要があると認められる状態

## □ 複数名訪問加算

下記のいずれかの条件を満たし、1つの事業所から同時に複数の看護師等又は看護補助者が1人の利用者に訪問看護を行ったときに加算されます。

- (1) 利用者の身体的理由により、1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合
- (2) 暴力行為、迷惑行為等が認められる場合
- (3) その他利用者の状況等から判断して、上記①②に準ずると認められる場合

I	II
2人の看護師等が同時に訪問看護を行う場合 ①30分未満の場合 ②30分以上の場合	看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合 ③30分未満の場合 ④30分以上の場合

## □ 長時間訪問看護加算

特別管理加算の対象となる利用者に対して、1時間30分の訪問看護を行った後に引き続き訪問看護を行う場合で、通算した時間が1時間30分以上となるとき、1回の訪問看護につき加算されます。

## □ 初回加算

新規に訪問看護計画を作成した（過去2月間において訪問看護を利用していない）利用者に、訪問看護を提供した場合に加算されます。

I	II
新規に訪問看護を提供し、病院、診療所等から退院した日に看護師が訪問を行った場合	新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、訪問看護を提供した場合 要支援から要介護になった場合、あるいは要介護から要支援となった場合

## □ 退院時共同指導加算

病院、診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院に入院中または入所中の利用者に対し、退院・退所前に、在宅生活について、カンファレンスを行った場合、退院・退所後の初回訪問看護の際に1回（要件に満たした特別な場合は2回）加算されます。

## □ 緊急時訪問看護加算

利用者又はその家族に対して24時間連絡体制にあり必要に応じ、緊急時訪問看護を行う体制にある場合に1月に1回加算されます。

I	II
利用者又はその家族に対して24時間連絡ができる体制にあり、必要に応じ緊急時訪問看護を行う体制にある場合（夜間訪問の対応に関して特別な体制を整備している場合）	利用者又はその家族に対して24時間連絡ができる体制にあり、必要に応じ緊急時訪問看護を行う体制にある場合

## □ ターミナルケア加算

在宅で死亡した利用者（介護予防は対象外）について、死亡日及び死亡日前14日以内に2日（回）以上、看取りの看護を行った場合に加算されます。（ターミナルケア後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む）

## □ 看護体制強化加算

看護体制強化加算の算定要件を満たし、訪問看護体制を整えている事業所である評価として1月に1回加算されます。

- サービス提供体制強化加算**  
サービス提供体制を特に強化して基準を満たし届出を行った事業所に対して1回の訪問につき加算されます。
- 専門管理加算**  
緩和ケア、褥瘡ケア、人工肛門ケアに係る専門の研修を受けた看護師又は特定行為（訪問看護において専門に管理を必要とする行為）研修を修了した看護師が指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に月1回加算されます。
- 遠隔死亡診断補助加算**  
情報通信機器を用いた在宅での看取りに係る研修を受けた看護師が、在宅患者訪問診療料（I）の死亡診断加算を算定する利用者（※）について、その主治医の指示に基づき、情報通信機器を用いて医師の死亡診断の補助を行った場合にターミナルケア加算に追加して1回加算されます。（介護予防は対象外）  
※別に厚生労働大臣が定める地域に居住する利用者に限る
- 口腔連携強化加算**  
事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に1月に1回加算されます。
- 夜間・早朝加算**  
ケアプランに位置付けられた訪問看護及び、同月2回目以降の緊急訪問看護訪問看護を夜間（午前6時～午後10時までの時間）、早朝（午前6時～午前8時までの時間）に提供した場合に1回につき加算されます。
- 深夜加算**  
ケアプランに位置付けられた訪問看護及び、同月2回目以降の緊急訪問看護訪問看護を深夜（午後10時～午前6時までの時間）に提供した場合に1回につき加算されます。

# 医療保険での訪問看護サービスに係る加算同意書

## 難病等複数回訪問加算

厚生労働大臣が定める条件あるいは特別訪問看護指示書期間中の利用者に対し、1日に2回又は3回以上訪問看護を行った場合に1日に1回算定されます。

## 特別管理加算

特別な管理をする利用者に対して、計画的な管理を行った場合月に1回加算されます。

I	II
在宅麻薬等注射指導管理 在宅腫瘍化学療法注射指導管理 在宅強心剤持続投与指導管理 在宅気管切開患者指導管理 気管カニューレを使用している状態 留置カテーテルを使用している状態	在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理 在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理 在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理 在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理 在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態 真皮を超える縛瘡の状態 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者

## 24時間対応体制加算

利用者又はその家族に対して24時間連絡ができる体制にあり、必要に応じ緊急時訪問看護を行う体制にある場合に1か月1回算定します。

(ア)	(イ)
利用者又はその家族に対して24時間連絡ができる体制にあり、必要に応じ緊急時訪問看護を行う体制にある場合（夜間訪問の対応に関して特別な体制を整備している場合）	利用者又はその家族に対して24時間連絡ができる体制にあり、必要に応じ緊急時訪問看護を行う体制にある場合

## 退院時共同指導加算

病院、診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院に入院中または入所中の利用者に対し、退院・退所前に、在宅生活について、カンファレンスを行った場合、退院・退所後の初回訪問看護の際に1回（要件に満たした特別な場合は2回）加算されます。

## 特別管理指導加算

退院後、特別な管理が必要な方（上記「特別管理加算」参照）に対して、退院時共同指導を行った場合に、退院時共同指導加算に追加して加算されます。

## 退院支援指導加算

診療により、退院日当日の訪問看護が必要であると認められ、訪問し療養上の指導を行った場合に加算されます。

## 長時間訪問看護加算

1時間30分の訪問看護を行った後に引き続き訪問看護を行う場合で、通算した時間が1時間30分以上となり、所定の要件を満たした場合加算されます。

## 複数名訪問看護加算

下記のいずれかの条件を満たし、1つの事業所から同時に複数の看護師等又は看護補助者が1人の利用者に訪問看護を行ったときに加算されます。

- (1) 厚生労働大臣が定める疾病等の者
- (2) 特別管理加算の対象者
- (3) 特別訪問看護指示書による訪問看護を受けているもの
- (4) 暴力行為、迷惑行為等が認められる場合
- (5) 利用者の身体的理由により、1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合
- (6) その他利用者の状況等から判断して、上記(1)～(5)に準ずると認められる場合

## 夜間・早朝訪問看護加算

夜間（午後6時～午後10時までの時間）、早朝（午前6時～午前8時までの時間）に訪問看護を実施した場合に1日1回加算されます。

## 深夜訪問看護加算

深夜（午後10時～午前6時までの時間）に訪問看護の実施した場合に1日1回加算されます。

## ターミナルケア療養費 1. 2

在宅又は特別養護老人ホーム等で死亡した利用者（介護予防は対象外）について、死亡日及び死亡日前14日以内に2日（退院日に訪問し退院支援指導加算を算定する場合を含む）以上、看取りの看護を行った場合に加算されます。（ターミナルケア後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む）

## 緊急訪問看護加算

利用者または家族の求めに応じて、診療所または在宅療養支援病院の主治医の指示により緊急訪問を行った時に1日に1回加算されます。

## 在宅患者連携指導加算

利用者（または家族等）の同意を得て、医師、歯科医師、薬剤師等と月2回以上文書等（電子メール、FAXでも可）により情報共有を行うとともに、共有された情報を踏まえて療養上必要な指導を行った場合に月に1回加算されます。

## 在宅患者緊急時等カンファレンス加算

通院が困難な状態での急変等に伴い、医師、歯科医師、薬剤師、介護支援専門員等と共同で患者に赴き、カンファレンスに参加し、共同で療養上必要な指導を行った場合に、月2回まで加算されます。

## 訪問看護情報提供療養費 1. 2. 3

- 1.市町村等または相談支援事業所等からの求めに応じ、厚生労働大臣が定める別表7、別表8、精神障害を有する者又はその家族等、18歳未満の児童の利用者に対する保険福祉サービスに必要な情報提供を行った場合に月に1回加算されます。
- 2.厚生労働大臣が定める疾病等の利用者が通園又は通学する学校等（大学を除く）からの求めに応じ情報提供を行った場合各年度1回に限り加算されます。入園若しくは入学又は転園もしくは転学等により、当該学校等に初めて在籍することとなる月については当該学校等につき月に1回に限り、また医療的ケアの実施方法等を変更した月については当該月に1回に限り、別に加算されます。
- 3.保険医療機関等に入院、入所にあたり、主治医に訪問看護に係る情報提供を行った場合に月に1回加算されます。

## 乳幼児加算（6歳未満）

乳児加算は3歳未満、幼児加算は3歳以上6歳未満の利用者に対して、指定訪問看護を実施した場合に1日1回加算されます。

①	②
②以外の3歳未満、幼児加算は3歳以上6歳未満の利用者に対して、指定訪問看護を実施した場合	超重症児又は準超重症児 特掲診療料の施設基準等別表七に掲げる 疾病等の者 特掲診療料の施設基準等別表八に掲げる 者

## 専門管理加算

緩和ケア、褥瘡ケア、人工肛門ケアに係る専門の研修を受けた看護師又は特定行為（訪問看護において専門に管理を必要とする行為）研修を修了した看護師が指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に月1回加算されます。

## 遠隔死亡診断補助加算

情報通信機器を用いた在宅での看取りに係る研修を受けた看護師が、在宅患者訪問診療料（Ⅰ）の死亡診断加算を算定する利用者（※）について、その主治医の指示に基づき、情報通信機器を用いて医師の死亡診断の補助を行った場合にターミナルケア療養費に追加して1回加算されます。

※別に厚生労働大臣が定める地域に居住する利用者に限る

## 訪問看護医療 DX 情報活用加算

指定訪問ステーション等において、居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムを通じて利用者様の診療情報を取得し、当該情報を活用して質の高い医療を提供することを評価し月1回加算されます。

# 精神科訪問看護サービスに係る加算同意書（医療保険）

## 特別管理加算

特別な管理を要する利用者に対して、計画的な管理を行った場合月に1回加算されます。

I	II
在宅麻薬等注射指導管理 在宅腫瘍化学療法注射指導管理 在宅強心剤持続投与指導管理 在宅気管切開患者指導管理 気管カニューレを利用している状態 留置カテーテルを使用している状態	在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理 在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理 在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理 在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理 在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある者 真皮を超える縛瘡の状態にある者 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者

## 24時間対応体制加算

利用者又はその家族に対して24時間連絡ができる体制にあり、必要に応じ緊急時訪問看護を行う体制にある場合月に1回加算されます。

(ア)	(イ)
利用者又はその家族に対して24時間連絡ができる体制にあり、必要に応じ緊急時訪問看護を行う体制にある場合（夜間訪問の対応に特別な体制を整備している場合）	利用者又はその家族に対して24時間連絡ができる体制にあり、必要に応じ緊急時訪問看護を行う体制にある場合

## 退院時共同指導加算

病院、診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院に入院中または入所中の利用者に対し、退院・退所前に、在宅生活について、カンファレンスを行った場合、退院・退所後の初回訪問看護の際に1回（要件に満たした特別な場合は2回）加算されます。

## 特別管理指導加算

退院後、特別な管理が必要な方（上記「特別管理加算」参照）に対して、退院時共同指導を行った場合に、退院時共同指導加算に追加して加算されます。

## 退院支援指導加算

診療により、退院日当日の訪問看護が必要であると認められ、訪問し療養上の指導を行った場合に加算されます。

## 長時間精神科訪問看護加算

1時間30分の訪問看護を行った後に引き続き訪問看護を行う場合で、通算した時間が1時間30分以上となり、所定の要件を満たした場合加算されます。

## 複数名精神科訪問看護加算（30分未満を除く）

主治医が精神科訪問看護指示書に理由及び必要性を記載し、1つの事業所から同時に複数の看護師等又は看護補助者が1人の利用者に訪問看護を行ったときに加算されます。

## 夜間・早朝訪問看護加算

夜間（午後6時～午後10時までの時間）、早朝（午前6時～午前8時までの時間）に訪問看護を実施した場合に1日1回加算されます。

## 深夜訪問看護加算

深夜（午後10時～午前6時までの時間）に訪問看護を実施した場合に1日1回加算されます。

## 精神科複数回訪問加算

保健師、看護師、准看護師および作業療法士が、精神科重症患者支援管理連携加算を算定する利用者に対して、その主治医の指示に基づき、1日に複数回の訪問看護を行った場合に加算されます。

1日に2回訪問を行う場合	1日に3回以上の場合
①同一建物内1人または2人 ②同一建物内3人以上	③同一建物内1人または2人 ③ 同一建物内3人以上

## **精神科重症患者支援管理連携加算**

精神科重症患者支援管理料を算定する利用者の主治医が属する保険医療機関と連携し、支援計画等に基づき、定期的な訪問看護を行った場合に加算されます。

## **精神科緊急訪問看護加算**

利用者または家族の求めに応じて、診療所または在宅療養支援病院の主治医の指示により緊急訪問を行った時に1日に1回加算されます。

## **在宅患者連携指導加算**

利用者（または家族等）の同意を得て、医師、歯科医師、薬剤師等と月2回以上文書等（電子メール、FAXでも可）により情報共有を行うとともに、共有された情報を踏まえて療養上必要な指導を行った場合に月に1回加算されます。

## **在宅患者緊急時等カンファレンス加算**

通院が困難な状態での急変等に伴い、医師、歯科医師、薬剤師、介護支援専門員等と共同で患者に赴き、カンファレンスに参加し、共同で療養上必要な指導を行った場合に、月2回まで加算されます。

## **訪問看護情報提供療養費 1. 2. 3**

- 1.市町村等または相談支援事業所等からの求めに応じ、厚生労働大臣が定める別表7、別表8、精神障害を有する者又はその家族等、18歳未満の児童の利用者に対する保険福祉サービスに必要な情報提供を行った場合に月に1回加算されます。
- 2.厚生労働大臣が定める疾病等の利用者が通園又は通学する学校等（大学を除く）からの求めに応じ情報提供を行った場合各年度1回に限り加算されます。入園若しくは入学又は転園もしくは転学等により、当該学校等に初めて在籍することとなる月については当該学校等につき月に1回に限り、また医療的ケアの実施方法等を変更した月については当該月に1回に限り、別に加算されます。
- 3.保険医療機関等に入院、入所にあたり、主治医に訪問看護に係る情報提供を行った場合に月に1回に限り加算されます。

## **ターミナルケア療養費 1. 2**

在宅で死亡した利用者（介護予防は対象外）について、死亡日及び死亡日前14日以内に2日（退院日に訪問し退院支援指導加算を算定する場合を含む）以上、看取りの看護を行った場合に加算されます。（ターミナルケア後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む）

## **専門管理加算**

緩和ケア、褥瘡ケア、人工肛門ケアに係る専門の研修を受けた看護師又は特定行為（訪問看護において専門に管理を必要とする行為）研修を修了した看護師が指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に月1回加算されます。

## **遠隔死亡診断補助加算**

情報通信機器を用いた在宅での看取りに係る研修を受けた看護師が、在宅患者訪問診療料（Ⅰ）の死亡診断加算を算定する利用者（※）について、その主治医の指示に基づき、情報通信機器を用いて医師の死亡診断の補助を行った場合にターミナルケア療養費に追加して1回加算されます。  
※別に厚生労働大臣が定める地域に居住する利用者に限る

## **訪問看護医療 DX 情報活用加算**

指定訪問ステーション等において、居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムを通じて利用者様の診療情報を取得し、当該情報を活用して質の高い医療を提供することを評価し月1回加算されます。

# 【個人情報の保護に関する取扱いについてのお知らせ】

エン・メディカルケア訪問看護リハビリステーションでは、利用者が安心して訪問看護を受けられるように、利用者の個人情報の取扱いには万全の体制で取り組んでおります。ご不明な点などございましたら、担当窓口にお問い合わせください。

## ○ 個人情報の利用目的について

当訪問看護ステーションでは、利用者の個人情報を下記の目的で利用させていただきます。これら以外の利用目的で使用する場合は、改めて利用者の同意をいただくようにいたします。

## ○ 個人情報の訂正・利用停止について

当訪問看護ステーションが保有している利用者の個人情報の内容が事実と異なる場合などは、訂正・利用停止を求めることができます。訂正・利用停止においては、調査の上、対応いたします。

## ○ 個人情報の開示について

利用者の訪問看護記録等の閲覧や複写をご希望の場合は、担当者までお申し出下さい。  
なお、開示には手数料がかかりますのでご了承ください。

## ○ 相談窓口のご案内

ご質問やご相談は管理者までお気軽に寄せください。

# 【法人における利用者の個人情報の利用目的】

訪問看護を実施するため、以下の範囲で個人情報を利用させていただきます。

## ○ 訪問看護ステーション内での利用

- ・ 利用者に提供する訪問看護サービス（計画・報告・連絡・相談等）
- ・ 医療保険・介護保険請求等の事務
- ・ 会計・経理等の事務
- ・ 事故等の報告・連絡・相談
- ・ 利用者への看護サービスの質向上（地域ケア会議・研修等）
- ・ その他、利用者に係る事業所の管理運営業務

## ○ 他の事業所等への情報提供

- ・ 主治医の所属する医療機関、連携医療機関、利用者に居宅サービスを提供する居宅サービス事業者、居宅介護支援事業所との連携、照会への回答（ただし、サービス担当者会議等への情報提供は利用者に文書で同意を得ます）
- ・ 家族等介護者への心身の状況
- ・ 医療保険・介護保険事務の委託
- ・ 審査支払機関へのレセプト提出、審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等
- ・ その他の業務委託

## ○ その他上記以外の利用目的

- ・ 看護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ・ 訪問看護ステーションで行われる学生の実習への協力
- ・ 学会等での発表（原則、匿名化。匿名化が困難な場合は利用者の同意を得ます）

# 個人情報使用同意書

私（利用者及びその家族）の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

## 記

### 1. 使用する目的

利用者の居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するため、サービス担当者会議や、居宅介護支援専門員や医療関係者等との連絡調整において必要な場合

### 2. 使用する事業者の範囲

利用しているサービス事業者、これから利用予定のあるサービス事業者、医療関係者、行政等

### 3. 使用する期間

令和 年 月 日 から 契約終了まで

### 4. 条件

- (1) 個人情報の提供は必要最低限とし、提供に当たっては関係者以外の者に漏れる事のないよう細心の注意を払うこと
- (2) 個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておくこと

訪問看護サービス契約書

重要事項説明書

料金表

加算同意書

個人情報の保護に関する取扱い説明

(利用者様)

私は、上記の説明を受けてその内容および本契約内容に同意し、訪問看護サービスの契約を締結します。

令和 年 月 日

<利用者>

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

※上記代理人（代理人を選任した場合）

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

(会社)

事業者は利用者様の申込みを受諾し、この契約書に定める事項を、誠実に責任もって行います。

<事業主>

(事業者)

住 所 千葉県船橋市本郷町 452 番地アミカル高橋 105 号室

事業者名 株式会社 エン・メディカルケア

代表者 代表取締役 佐藤 篤子 印

(事業所名)

住 所 千葉県船橋市本郷町 452 番地アミカル高橋 105 号室

事業所名 エン・メディカルケア訪問看護リハビリステーション

役職及び氏名 管理者 宮崎 裕子 印